

## 「派遣法改悪案」は「ブラック企業支援法案」

9/10 の日経新聞 1 面に「残業代ゼロ法案」（通称：過労死促進法案）は次の国会に先送り（※この情報自体は先月半ばに既に出回っていたはずなのですが…）という記事の中で、しれっと「労働者派遣法の可決は 9 / 1 0」という内容が記されておりました。

日経新聞というと、財界経団連の機関誌で、アベ自民党が推進している「アベノミクス」を全面支持しています。

そして「労働法制改革はアベノミクスの 3 本めの矢である」として、労働者虐殺政策でしか無い労働法制改革（労働者派遣法、残業代ゼロ法、解雇要件緩和、特許権の会社帰属化、等）を全面支持しています。

そんな日経新聞なので、派遣法審議に関わる自民党の重要人物から何らかの情報を得て書いたのでしょうか。少なくとも、自民党は 9 / 1 0 に「可決」を狙っているようです。

アベ自民党は、派遣労働者を生涯奴隷として縛り付けておく為の法案を、取り下げるところか数々の欠陥指摘も無視して可決させる準備に入ったようです。

労働問題に詳しい弁護士で、ネット上でも数多くの情報発信をしていらっしゃる、佐々木亮弁護士という方がいらっしゃいます。その佐々木弁護士が、先日 Twitter (@ssk\_ryo) でこんな事を仰っていました。

附則 9 条問題があまり話題にならない・・・。マニアック過ぎたか・・・。:【マニアック】派遣法案附則 9 条問題の解説と迫る強行採決の危険！(佐々木亮) - Y!ニュース

Twitter に飛びます→



付け加えれば、附則 9 条だけでは無いのです。例えば、最大の焦点となっているみなし雇用義務制度の適用条件には、附則でこんな内容が書いてあります。

「但し専門的業務に携わるものを除く」

しかも明文では書かれていません。C 言語のポイントでも使っているかのようにあちこちの条文にジャンプして、ようやく内容がわかるようになっているのです。

まさにアベ自民党の国民を騙す姿勢が凝縮された条項です。

← (派遣法の複雑さを解説した記事です。)

他にも、わかりづらい言葉でどうしても解釈出来るような文章が並んでいて、ブラック企業経営者なら平然と自分の都合の良いように利用できる条文がたくさんあります。この先不利益な扱いを受けた派遣労働者が法律を盾に戦うと、ブラック経営者が独自解釈でねじ伏せる、そういう未来しか見えないのです。

貴族が俺が法律だとばかりに奴隷を好きなようにこき使う。時の支配者はそれを黙認またはお墨付きを与え、見返りを得る。一体いつの時代の話でしょうか。

現代日本の話です、と言わざるを得ない日が、残念ながら近づいています。アベ自民党の暴走を止めない限り。

## 8/30 反アベ一斉行動での事

去る 8/30、主に「戦争法案」がテーマではありませんでしたが、全国で一斉に「反アベ集会」が行われました。荒野草途伸も、大垣・豊橋・犬山・名古屋市昭和区の集会に参加してきました。

そのうち、犬山での集会でスピーチを求められたので、つたない話ではありませんでしたが、その内容を記したいと思います。

戦争法案の 60 日ルール解禁日が迫っていますが、それよりも先に、労働者派遣法が衆議院で強行採決されました。先日 18 日に 60 日が経過して、派遣法に関しては「60 日ルール」の適用が可能になりました。派遣法は元々 9 / 1 施行と書いてあったのを、それまでの成立が厳しいからとみなし雇用義務規定が適用開始になる 10 / 1 の前日の 9 / 30 に変更しようとしています。この改正案は派遣労働者の為のものだと言っているが、法案をちゃんと読めばそんな全くの逆です。

こういう、平然と国民を欺く姿勢、これは労働法制でも戦争法案でも、全く一緒です。これこそが、アベ自民党の本質です。

そして、多くの日本人がこの事に怒っている。一方で、未だに何を言っているんだとばかりに、騙されたままの人もある。そう言った人達にも、騙されるもいい加減にしろと訴えたい。そういう思いで、今日ここに来ました。ありがとうございます。

(※内容はその場で考えたものを記憶を頼りに書き起こした為、一部文言は異なるかもしれません。)

荒野草途伸自報 第二号  
(発行) 荒野 草途伸

〒489-0031

瀬戸市五位塚町

11-273

Web-site:

<http://kouyaxatosi.info/>

